

神戸市立住吉中学校 生徒会規約

私たちは住吉中学校生徒としての自覚と誇りをもって、常に良い暮らしをするよう努力します。私たちは多くの人々とともに生活することによって、いつでも物事を正しく、公平に判断して、何事にも責任をもって自主的に行動し、しかも友達同士がお互いに協力することを通じて、私たちの学校を楽しく、明るいものにします。

私たちは学校や家庭での学習によって、中学生として必要な諸知識や技能を身につけ、また友達や先生と自分の考え、喜び、悩みについて話し合っ、私たちの生活をいっそう豊かなものにします。

私たちが自由に話し合い自主的に活動して私たちの中学校生活を明るく楽しいものとするために、生徒会を設け、その規則をここに定めます。

第1章 名称

第1条 本会は神戸市立住吉中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 本会は住吉中学校のよい校風を伸ばし、教養を高め、生徒会員が仲よく楽しく学校生活を送るように先生の指導を得て、自治活動を行うことを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は本校に在学するものを生徒会員とする。

第4章 組織

第4条

1. 本会の役員は、会員の投票により選出された会長（1名）、副会長（男女各1名）、書記（1年生男女各1名）およびそれらの推薦による各専門委員長とする。
2. 本会の役員の任期は、年1期制とし、1月1日より12月31日までとする。

第5条 本会には、生徒会執行部、学級委員長会、専門委員会、学級委員会を設ける。

1. 生徒会執行部は、生徒会役員が、これを構成し、生徒会活動の企画、立案、運営にあたる。
2. 学級委員長会は、学期ごとに学級委員長でこれを構成し、互選によって男女各1名の学年代表を設け、学年活動、生徒会活動について協議運営し、一般生徒と実行委員会との関係を円滑にするように努める。
3. 専門委員会は、専門委員長と、各学級委員によってこれを成し、校内諸行事の企画、立案、運営にあたる。
4. 学級委員会は、学級委員長、生活、管理、文化、保健、体育委員男女各1名、計12名の学級委員で構成し、学級の自治活動にあたる。

第6条

1. 生徒会長は下記の任務を遂行する。
 - ①生徒会全般について生徒の代表者として、会務をまとめる。
 - ②副会長とともに、役員のおすすめをし、執行部の結成を行い、生徒会活動の実践をする。
 - ③執行部を招集し、会議の運営にあたる。
 - ④必要な諸会議（全校学級委員長会、生徒総会）の招集、決議事項の執行にあたる。
2. 副会長は会長を助け、会長が不在の時はその任務を代行する。
3. 書記は生徒会長、副会長とともに生徒会活動の企画立案に加わり、その運営にあたる。
4. 各学年の学年代表は、学年学級委員長会を招集し、その運営と実施にあたる。
5. 専門委員長はそれぞれ生活、管理、文化、保健、体育の各委員会を担当し、その運営にあたる。

第7条 学級委員は以下の任務にあたり、その任期は学期ごととする。

1. 学級委員長

- ①学級の代表者として、学級の自治活動の実践、運営の中心となり、全員の意見がより多く出されるように努める。
- ②学級の意見をまとめて、学年活動・生徒会活動などの事項を協議、決議し、その推進に協力する。

2. 生活委員

- ①服装、髪型、持ち物等の生徒心得が守られているか、常に気をつける。
- ②正しい過ごし方ができるよう努める。
- ③正しい言葉づかい、あいさつを率先して行う。

3. 管理委員

- ①教室および校舎内外の美化、整頓に気をつける。
- ②校具、備品・清掃用具の整理、破損、紛失の点検、修理等にあたる。

4. 文化委員

- ①図書館利用に便宜を与え、読書の気風を高める。
- ②図書館利用について協力するとともに図書館利用規定が正しく守れるよう指導する。
- ③文化的行事の中心となり、行事の活性化に努める。

5. 保健委員

- ①病気、負傷等事故のあったときは、直ちに担任・保健の先生に連絡する。
- ②環境を常に清潔にし、手洗いの励行、服装・身体の状態に常に気を配る。

6. 体育委員

- ①校内の体育行事についての企画、運営に参加する。
- ②体育倉庫の整理、整頓をする。
- ③体育の先生と連絡をとり、授業の準備にあたりるとともに、授業・体育行事の時には率先して活動する。

第5章 会議

第8条 生徒総会

1. 生徒総会は、全会員をもって構成し、生徒会の最高議決機関であり、全校学級委員長会の決議事項に優先する。
2. 本会は、生徒会顧問および職員会の承認を得て、会長がこれを招集する。(必要に応じて臨時総会を開くこともできる。)
3. 本会の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第9条 全校学級委員長会

1. 全校学級委員長会は、各学級の学級委員長をもって構成し、生徒会の月間活動計画、目標等について討議、議決する機関である。
2. 本会は、月に1回定例会議を開くのを原則とする。臨時会は、生徒会長の要求によって開会できる。但し、必要がなければ学年学級委員長会にかえてもよい。
3. 本会は、学級委員長の総数の2/3をもって定足数とし、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第10条 部長会議

部長会議は、各部の部長をもって構成し、部活動の向上、発展を目指し協議する。

第6章 会計

第11条 本会の経費は、会費をもってこれにあて、会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

第7章 規約改正

第12条 本会規約の改正は、全校学級委員長会が発議し、生徒総会に提案してその承認を経なければならない。この承認には全会員の2/3以上の賛成を必要とする。

第8章 最終決定権

第13条 生徒会で決議されたことおよびすべての活動は、学校長の承認を受ける。

第9章 顧問

第14条 本会には顧問の先生をおき指導をうける。

(令和6年4月1日改正・実施)

神戸市立住吉中学校 生徒会選挙規定

第1章 生徒会役員選挙

- 第1条 生徒会長1名(2年生)、副会長男・女各1名(1、2年生)、書記男・女各1名(1年生)は立候補により前任期末に全生徒会員の総選挙によって選出される。得票数が同数の場合は、その者のみに関して決選投票を行う。
- 第2条 会長または副会長・書記が無競争の状態から選出される場合は、全校生徒の信任投票によるものとする。ただしその場合、過半数の信任を必要とする。
- 第3条 各専門委員長は、会長・副会長が生徒会顧問の先生の指導により協議して決め、委任する。
- 第4条 選出された会長・副会長・書記、ならびに会長より委任された専門委員長は、学校長より任命される。

第2章 立候補手続

- 第5条 立候補者は申請期間中に立候補手続を行い選挙管理委員会の承認を得る。ただし推薦者の推薦は立候補者2名以上にわたってはならない。なお、立候補者の推薦団体は自分の学級とする。
- 第6条 立候補申請用紙の形式は別に定める。
- 第7条 選挙管理委員会は立候補者の公示を行う。

第3章 選挙運動

- 第8条 選挙管理委員会が承認した立候補者1名と推薦演説者2名の計3名に限り選挙運動をすることができる。
- 第9条 選挙運動の期間は選挙管理委員会より立候補の承認を得てから投票日までとする。
- 第10条 演説内容は他の候補者の個人批判をしない範囲内で生徒会自治に関する限り自由とする。
- 第11条 ポスターは選挙管理委員会より配布された枚数とし、選挙管理委員会による承認と印があるものに限る。また、貼る場所についても選挙管理委員会の指示に従う。
- 第12条 校舎内で連呼したり、個人的に交渉したり、また校外での選挙運動は認めない。
- 第13条 候補者の意見発表は選挙管理委員会の指定日〔立会演説会〕以外に選挙管理委員会に申し出て承認を得れば行える。
- 第14条 立会演説会の推薦演説者は2名以内とする。

第4章 選挙人名簿

- 第15条 各学級の名簿をもって選挙人名簿に代える。

第5章 投票と投票所

- 第16条 投票はすべて無記名とする。
- 第17条 投票日、投票所は選挙管理委員会より告示する。
- 第18条 投票用紙は、選挙管理委員会の承認のあるものに限る。

第6章 開票

第19条 選挙管理委員会は開票に関する事務を行う。

第20条 開票は、開票立会人（生徒会顧問）のもとに、選挙管理委員会によって行われる。

第21条 下記の投票は無効とする。

1. 立候補しない者の名前を記入したもの。
2. 候補者の名前以外のことを記入したもの〔あだ名、落書き等〕
3. 候補者の名前が確かめ難いもの。

第7章 選挙管理委員会

第22条 選挙管理委員は、各学級委員長どちらか1名により、構成されることを原則とする。

ただし、学級委員長のどちらかが立候補したり、推薦演説を行ったりする場合は、順に生活、管理、文化、保健、体育委員が代理として活動できる。また、本会の委員は生徒会長が任命する。

第23条 選挙管理委員会は、選挙管理委員の互選により選挙管理委員長・副委員長を決定する。

第24条 選挙管理委員は、立候補者や推薦演説者を兼任できない。

第25条 本委員会は、公明かつ厳な選挙が行われるよう選挙を管理し、次の事務を行う。

1. 選挙公示は投票日より15日以前に文書で行わなければならない。
2. 選挙事務所の設置
3. 立候補者の受付
4. 立候補者の名前の掲示
5. 選挙運動の指導
6. 立会演説会の開催
7. 選挙人名簿および投票用紙の作成
8. 投票所の準備
9. 開票事務および後片付け

第26条 本委員会は一切の選挙事務が終わり認と同時に解散する。

第8章 選挙違反

第27条 違反した事実の発見、または違反事項の届け出があった場合、選挙管理委員会は、生徒会顧問を交えてよく調査協議し、適当な措置をとらねばならない。

第9章 学級委員・学年代表選挙

第28条 学級委員は、各学期初めか前学期末に学級生徒の互選によって次の順序で選出され、学校長より任命される。ただし、各委員は男女1名ずつで構成される。

1. 学級委員長
2. 専門委員（生活、管理、文化、保健、体育委員）

第29条 各学年代表男女各1名は、各学級の学級委員長の中から互選により選出される。

（令和6年4月1日）

部活動規定

生徒の希望によって、係数師の指導のもとに文化、運動の 2 部門にそれぞれの部を設け、自由に自分の好む部に定められた手続きをして入部し、心身の向上をはかることができる。

1. 部ごとに部長、副部長を選出し、活動の運営にあたる。
2. 部の創設・廃止は職員会議の議決を経て学校長の承認を得なければならない。
3. 部には必ず 1 名以上の顧問の先生をおき、指導をうけて行わなければならない。
4. 入部希望者は保護者の同意を得てからその部の顧問の先生に申し出て許可を得ること。
5. 入部したものは部員としての責任と自覚をもって部活動には必ず参加しなければならない。
6. 部活動に使用する場所は美しく、用具は大切に取扱うこと。
7. 部活動時、きめられた場所へ荷物をもっていく。更衣はきめられた場所です。
8. 部活動は必ず、顧問の付添いのもとで行うこと。
9. 完全下校の時刻を守り、寄り道をしないで早く帰宅する。
10. 部を辞めるときはまず、担任の先生に相談し、その後顧問の先生に理由を申し出て許可を受けること。
11. 部活動時
 - イ. 部活動は顧問の先生の指導にしたがって行うこと。(顧問の先生から指示された活動をし、それ以外の勝手な練習や用具の使用をしてはいけない。)
 - ロ. 運動場使用の部は、防球ネットを必ず設置し、安全をたしかめてから練習にかかる。
 - ハ. その他、必要なことは、顧問の先生に連絡し、その指示をうけること。

12. 現在設置部

<文化部>美術 放送 吹奏楽

<運動部>野球(男) ソフトボール(女) バレーボール(男・女) ソフトテニス(男・女) 卓球(男) バドミントン(女) バスケットボール(男) 剣道 陸上競技

●いろいろな届け出

- 1) 欠席・遅刻の時は保護者が始業時まで担任に連絡する。(すぐーる、または電話)
- 2) 早退・欠課は事前に担任に知らせる。
- 3) 次の場合は欠席にならない。忌引・・・出席にも欠席にもならない。
 - 7日・・・父母または後見人の場合
 - 5日・・・祖父母または兄弟姉妹の場合
 - 3日・・・おじ、おばの場合葬祭のため遠方へ行く必要がある場合には、実際に要した往復の日数を加算することができる。
- 4) 出席停止・・・法定感染症等のため危険のある時は学校に届け出る。この場合も欠席とはならない。